

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二十二号

昭和二十三年一月鳥取縣規則第一号鳥取縣稅特別徵收検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅特別徵收検査規則中改正規則

第二條中「電氣稅」を「電氣ガス稅」に

「入湯稅」を「入湯場稅」に改める。
「遊興稅」を「遊興飲食稅」に改める。

第四條中「鳥取縣遊興稅賦課徵收條例」を「鳥取縣入湯稅、酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例」に「第十條」を「第九條」に改める。

別記様式中「電氣稅」を「電氣ガス稅」と「入湯（遊

昭和二十四年三月二十二日
第千九百九十五号

火曜日

興)を「入湯(酒消費、遊興飲食、入湯)」に改める。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年度分電氣ガス稅中ガスに對するものについては「第二條中「徵收した月の翌月十五日」とあるのは「前年度分を四月三十日」と読み替えるものとする。

◇鳥取縣規則第二十三号

昭和二十四年二月十六日農林省令第十号上藥集荷割當規則に基き鳥取縣上藥販賣業者登録申請手續規則を次のように定める。

昭和二十四年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣上藥販賣業者登録申請手續規則

第一條 上藥集荷割當規則第五條の規定による上藥販賣

00102

業者の登録手続は、この規則の定めるところによる。
第二條 上籾販売業者の登録を受けようとする者は、第三條の規定による書類を添えて毎年四月十五日から四月三十日まで知事に申請(別紙様式第一号)しなければならぬ。

第三條 第二條の規定による添附書類は、左に掲げるものとする。
一 養蚕業者の上籾販売予約(又は委託)の証明書
(別紙様式第二号)

二 臨時物資需給調整法又は同法に基く命令その他經濟に関する法令の規定に違反し有罪の判決を受けた事實のない旨の市町村長の証明書

三 申請者又はその従業員が養蚕業法施行規則第四十條の規定により許可を受けた許可書の寫

第四條 第三條第一号の証明書は、その業務を行おうとする市町村ごとに、その市町村内に居住する養蚕業者三十人(当該市町村内に居住する養蚕業者数が六十人未満の場合はその三分の一)以上の連署を以て上

籾販売予約(又は委託)の証明を受けたものでなければならぬ。

第五條 市町村長は、上籾販売業者の登録を申請しようとする者が、第三條第一号の証明書を提出してその養蚕業者であることを証明を請求した場合、その者が養蚕業者(桑園登録規則第五條の規定により桑園登録台帳に登録されている者。但し専ら他人に譲り渡す目的で桑葉を生産する者を除く。以下同様)であるときは、その旨の証明をしなければならない。但し、市町村長は、その養蚕業者が重複して上籾の販売予約(又は委託)をしてゐる場合は、一回を超えて証明をすることはできない。

市町村長は、前項の証明書の末尾に前項の証明をした養蚕業者の数及びその市町村内の養蚕業者の総数を記載しなければならない。

附則
この規則は公布の日からこれを施行する。

10100

00103

(様式第二号)

年 月 日

申請者の住所又は営業所所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

鳥取縣知事 殿

上籾販売業者登録申請書

一、集荷地域

二、上籾取扱場所

(様式第二号)

上籾販売の委託(又は予約)の証明書

殿

昭和 年 月に生産すべき上籾の販売を上籾集荷割当規則第五條第二項の規定により貴殿に委託(又は予約)したことを連署を以て証明致します

証明年月日	住所	氏名	養蚕業者であることを市町村長の証明

市町村長がこの証明書に於て養蚕業者であることを証明した養蚕業者数

市町村内の全養蚕業者数

年 月 日

市町村長 氏 名

告 示

鳥取縣告示第三百三十二号

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百二十八号市町村民生委員推薦委員会規程準則及び昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百二十九号市町村民生委員会々則準則はこれを廢止する。

昭和二十四年三月二十二日

鳥取縣知事 卯 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百三十三号

自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第四十條の規定により昭和二十三年十二月二日を以つて買収した

農地等(宅地、採草地、建物、施設)收回に付き同法第九條第一項但書の規定によりこれを公告する。
各地番、地目、面積等の詳細については農地部農地課

買収合書交付不能一覧表

を備へ置く。

昭和二十四年三月二十二日

農取部知事 岡 野 泰 次

記号番号	所有者氏名又は名称	住 所	農地の所在	持 続 横 積	報償金額	買収期日	対價支拂方法		支拂時期	其の他
							現金	証券		
智頭D 2301	黒田 規義	岡山縣	智頭町	9.44	28,121	9.44				
矢送D 2308	野田 實	岡山府八束村	矢送村	1.08			同	1.08		
石見D 2321	井上富士夫	岡山府新湯村	石見村	2,156.59			同	156.60	2,000	
日野上D 2324	久保本清作	同	日野上村	19.08			同	19.08		
寶木D 2348	主田 薫	岡石郷村	寶木村	216.00			同	216.00		
社D 2310	中田藤三郎	岡苦田郡上加茂	社村	1.44			同	1.44		
八郷D 2374	上田 文接	島根縣能登郡荒島村	八郷村	9.36			同	9.36		
渡D 2362	渡部 シヅ	岡山府八束村	渡村	665.20			同	665.20		
米子D 2330	森江 銀行	森江市	米子市	2,100.50			同	100.69	2,000	
車尾D 2306	辻 吉太郎	同	車尾区	2,287.00			同	287.00	2,000	
境D 2302	花本 幸雄	八束郡八束	境町	470.40			同	470.40		

黒坂D 2319	近藤 仁一	大阪市立本区北通	黒坂町	842.40			同	842.40		
山上D 2304	山浦光太郎	大阪府豊中郡徳成町	山上村	56.68			同	56.68		
南谷D 2321	横山 春一	大阪市西城区追通	南谷村	130.00			同	130.00		
小嶋D 2310	前田 治雄	岡山府吉区土佐堀通	小嶋村	150.72			同	159.72		
淀江D 2312	永井太三郎	大阪府中河内郡天美町	淀江町	109.00			同	109.00		
逢坂D 2302	田中 正夫	大阪市	逢坂村	4,263.86			同	263.86	2,000	
旧市D 2312	藤岡 豊藏	同天王寺区餅巻町	旧市	222.24			同	222.24		
浦富D 2315	古城 章政	岡南区大安町	浦富町	1,724.16			同	724.16	1,000	
加茂D 2354	佐竹 英治	岡山府吉区清明町	加茂区	196.69			同	196.69		
土師D 2301	寺坂貞次郎	兵庫縣芦屋郡舟井町	土師区	1,744.62			同	744.62	1,000	
浦安D 2325	角田 廣基	尾崎市庄内町	浦安町	120.00			同	120.00		
柴D 2305	大谷 定憲	岡淀田町	柴村	1,216.89			同	216.89	1,000	
上小嶋D 2319	池谷留太郎	同森原	上小嶋村	307.15			同	307.15		
上道D 2308	浜谷 伸吉	神戸市灘子北町	上道村	540.00			同	540.00		
寶木D 2328	平松理太郎	岡津名郡浦村	寶木村	2,768.12			同	768.12	2,000	
日置D 2302	土橋 康	神戸市南灘砂	日置村	648.66			同	648.66		
若櫻D 2308	田淵金太郎	兵庫縣美力郡小代村	若櫻町	21.60			同	21.60		
山上D 2368	山城 重光	兵庫縣	山上村	7.34			同	7.34		

昭生 D 2882	安井	上吉	尾崎市城口町	昭生区	508.71	同	508.71	1,000
津波 D 2805	日本発送電機株式会社		東京都小石川区	若穂町	1,552.72	同	552.72	1,000
赤崎 D 2809	波	幸吉	同品川区五反田	赤崎町	5,821.20	同	821.20	5,000
上小鴨 D 2815	栗橋	竹治	同浅草区七輪町	上小鴨村	478.00	同	478.00	
中郷 D 2807	伊藤	八雲	同杉並区阿佐ヶ谷町	中郷区	147.81	同	147.81	
山上 D 2839	石川	高治	同大森区青込町	山上村	189.67	同	189.67	
同	2836	同	同	同	670.50	同	670.50	
同	2699	内藤	大夫	同	1.07	同	1.07	
高麗 D 2820	西古	康之	同練土寺町	高麗村	3,278.40	同	278.40	8,000
寶木 D 2830	三合	梅波	京都市上京区丸太町	寶木村	10,100.32	同	100.32	10,000
兼 D 2801	渡辺喜代江	秋田縣由利郡玉米村	波村	波村	479.52	同	479.52	
酒津 D 2810	村上	昭	浦和市	酒津村	252.96	同	252.96	
勝谷 D 2808	西浦	展雄	北海道	勝谷村	881.28	同	881.28	
小田 D 2801	大田	俊三	同	小田村	83.20	同	83.20	
鹿野 D 2807	稻垣	清明	愛知縣岡崎市	鹿野町	388.00	同	388.00	
浦富 D 2826	沢田	大	名古屋市名和区	浦富町	887.50	同	887.50	
大茅 D 2818	生駒	正位	大津市	大茅村	11.01	同	11.01	
昭生 D 2838	真阿藤直次郎	廣島市	昭生区	昭生区	612.57	同	612.57	
上道 D 2807	堀	丁吉	熊本縣八代市阿間町	上道村	87.12	同	87.12	

昭生区 508.71 同 508.71 1,000
 若穂町 1,552.72 同 552.72 1,000
 赤崎町 5,821.20 同 821.20 5,000
 上小鴨村 478.00 同 478.00
 中郷区 147.81 同 147.81
 山上村 189.67 同 189.67
 同 670.50 同 670.50
 同 1.07 同 1.07
 高麗村 3,278.40 同 278.40 8,000
 寶木村 10,100.32 同 100.32 10,000
 波村 479.52 同 479.52
 酒津村 252.96 同 252.96
 勝谷村 881.28 同 881.28
 小田村 83.20 同 83.20
 鹿野町 388.00 同 388.00
 浦富町 887.50 同 887.50
 大茅村 11.01 同 11.01
 昭生区 612.57 同 612.57
 上道村 87.12 同 87.12

鳥取縣告示第百三十四号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により町長、町議會議員の候補者につき賞書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年三月二十二日より
 年同月二十七日まで

鳥取縣告示第百三十五号

昭和二十二年七月二十二日鳥取縣告示第百三十三号中「鳥取縣水産業會吉支所市場」を「會吉公營魚市場」に改め三月二十三日よりこれを施行する。

昭和二十四年三月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百三十六号

家畜傳染病予防法第七條の規定により次の区域内に飼養する五才以下のすべての馬並びに競馬出場で予定馬に対して馬の流行性腦炎の予防注射を施行するから所有者又は管理者は指定の日時及び場所にて該当馬をひきつれ注射を受けなければならない。尙各市町村長は該当馬の連名簿を次の様式により予め作製し当日注射前に係員に提出するものとする。

昭和二十四年三月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、予防注射日程

西伯郡予防注射日程

注射施行月日	時刻	注射場所	注射区域
第一回 第二回			

四、一四、九	午前二時	米善市場	米子市、成実村、日吉津村一四
四、二四、一一	同二時	法勝寺同	天津村、大園村、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村一四

注射施行月日	時刻	注射場所	注射区域
四、四、四、一、二、一〇時	余子同	余子村、中浜村、大條津村、崎津村、富益村、和田村、渡村、彦名村、夜見村、外江町、境町、上道村一円	四、二、四、八 同 浦安同
四、五、四、一、三、一〇時	大幡同	大幡村、幡郷村、五千石村、尙郷村、宇田川村一円	四、四、四、九 同 倉吉同
四、六、四、一、四、一〇時	種付所	大高村、春日村、縣村、巖村、澁江村、大和村、所子村、高麗村一円	四、五、四、一、一〇時 同 船岡同
四、七、四、一、五、一〇時	役場前	大山村一円	四、六、四、一、二、一〇時 同 津ノ井村
四、八、四、一、六、九時	御來屋	御來屋町、名和村、庄内村、光徳村、逢坂村一円	四、七、四、一、三、九時 同 業協同組
東伯郡、氣高郡、八頭郡、岩美郡予防注射日程			
第一回 第一回	時刻	注射場所	注射区域
四、一、四、七、九時	赤碓家畜市場	赤碓町、八橋町、成美村、安田村、下中山村、上中山村	四、八、四、一、四、九時 同 古海
四、一、四、七、九時	赤碓家畜市場	赤碓町、八橋町、成美村、安田村、下中山村、上中山村	四、八、四、一、四、九時 同 古海
日野郡予防注射日程(第一回)			
注射施行月日	時刻	注射場所	注射区域
四、一、五、九時	八郷村眞野	八郷村	四、一、五、九時 同 八郷村眞野
四、一、五、九時	多里村古市	多里村	四、一、五、九時 同 多里村古市
四、一、五、九時	二部村二部	二部村	四、一、五、九時 同 二部村二部
四、一、五、九時	日野上村三榮	日野上村	四、一、五、九時 同 日野上村三榮

四、七、	同	溝口町古市	溝口町	四、一、二、	午前九時	根雨町根雨	根雨町
四、七、	同	溝口町古市	溝口町	四、一、二、	午前九時	根雨町根雨	根雨町
同	午前九時	石見村下石見	石見村一円	同	午前九時	日野村	日野村
同	午前九時	石見村上石見	石見村一円	同	午前九時	日野村	日野村
四、八、	同	溝口町金屋谷	溝口町	四、一、五、	午前十時	根雨町獨谷	根雨町
同	同	福榮村福塚	福榮村一円	第二回予防注射日程			
四、九、	同	日光村添谷	日光村	四、一、八、	午前十時	八郷村種付所	八郷村一円
同	午前十時	日光村大滝	日光村	四、一、八、	午前十時	八郷村種付所	八郷村一円
同	午前十時	日光村大滝	日光村	四、一、九、	同	溝口家畜市場	溝口町一円
四、一〇、	同	日光村吉原	日光村	四、一、九、	同	溝口家畜市場	溝口町一円
同	同	阿尾縁村阿尾縁	阿尾縁村一円	四、二〇、	午前十時	多里村役場	多里村一円
四、一、一、	同	江尾町佐川	江尾町一円	四、二〇、	午前十二時	多里村役場	多里村一円
同	午前九時	江尾江尾	江尾町一円	四、二、一、	同	石見村同	石見村一円
同	午前九時	大宮村印賀	大宮村一円	四、二、一、	同	石見村同	石見村一円
四、一、三、	同	米沢村美用	米沢村一円	四、二、三、	同	日光村同	日光村一円
同	午前九時	黒坂町上菅	黒坂町一円	四、二、五、	同	山上村種付所	阿尾縁村、大宮村一円
同	午前九時	黒坂黒坂	黒坂町一円	四、二、六、	同	江尾家畜市場	江尾町、米沢村一円
四、一、三、	同	神奈川村俵野	神奈川村一円	四、二、七、	同	根雨同	日野上村、黒坂町一円
同	午前十時	神奈川村俵野	神奈川村一円	四、二、七、	同	根雨同	日野上村、黒坂町一円
同	午前十時	日野村本郷	日野村	四、二、八、	同	根雨同	根雨町一円
同	午後二時	日野村本郷	日野村	四、二、八、	同	根雨同	根雨町一円

鳥取縣公報 第九百九十五號 昭和二十四年三月二十二日 (第三種郵便物認可) 九

鳥取縣公報 第九百九十五號 昭和二十四年三月二十二日 (第三種郵便物認可) 八

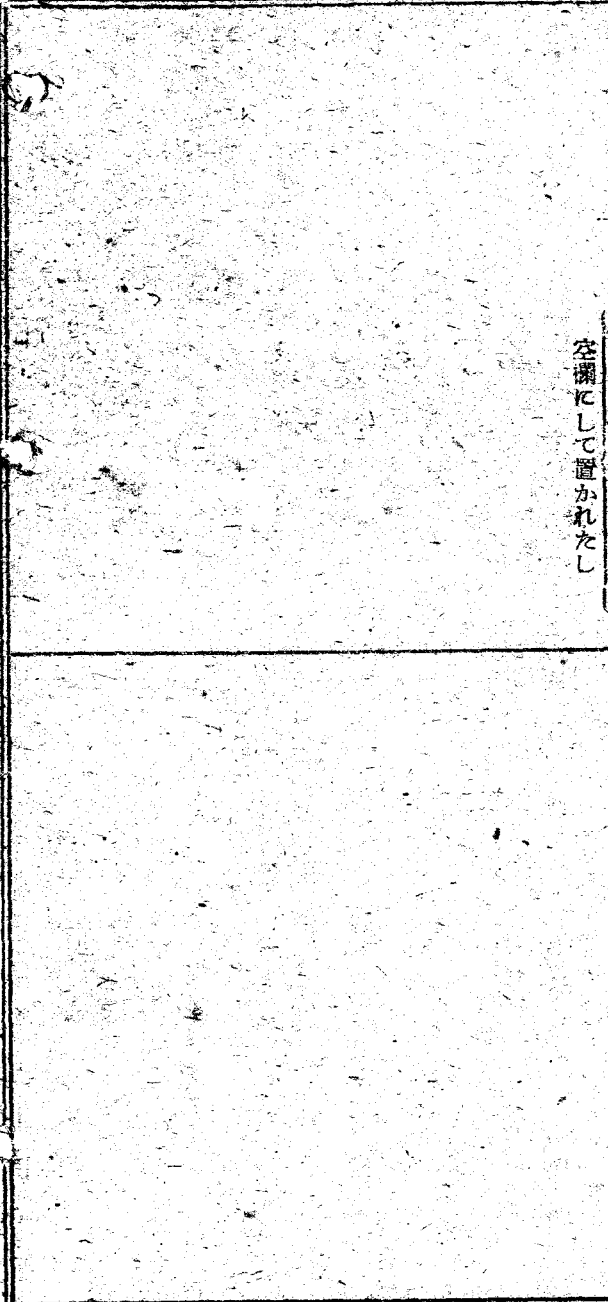
00110

鳥取縣公報 第九十五號 昭和二十四年三月二十二日 第三種郵便物認可

二、連名簿様式

畜主	馬名	年令	産地	注射月日	予防液製造所、製造月日及製造番号
				第一回 第一回	第一回 第二回

空欄にして置かれたし



昭和二十四年三月二十二日印刷
昭和二十四年三月二十二日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報
鳥取縣公報